

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成23年3月16日(水) 午前10時00分～午前11時17分
(休憩 午前11時01分～午前11時10分)

会 場 委員会室

1. 出席者

3番 杉浦敏和、 4番 北川広人、 6番 磯貝正隆、
8番 内藤皓嗣、 12番 水野金光、 13番 内藤とし子、
15番 岡本邦彦、 17番 小嶋克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 幸前信雄、 2番 杉浦辰夫、 5番 鈴木勝彦、
9番 神谷ルミ、 10番 寺田正人、 14番 井端清則

4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長、
教育長、危機管理GL、危機管理G主幹
地域協働部長、地域政策GL、地域政策G主幹、財務評価GL、
福祉部長、介護保険GL、地域福祉GL、保健福祉GL、
保健福祉G主幹、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第 1 5 号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- (2) 議案第 1 6 号 高浜市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 1 7 号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 1 8 号 西三河地方教育事務協議会を設置する市町の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更について
- (5) 議案第 3 8 号 高浜市在宅重度要介護福祉手当条例の制定について
- (6) 請願第 1 号 いきいき銭湯無料開放の継続を願う請願
- (7) 陳情第 1 号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る 3 月 7 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案 5 件、請願 1 件、陳情 1 件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件について

は、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦敏和委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

地域協働部長 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第15号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

問(15) この別表、刈谷への乗り入れだと思んですが、これは現在どういうふうな話になっておるか、ちょっと説明していただきたいと思います。

答(後藤副市長) いきいきバスの件だろうと思いますが、以前のところでも議会のほうにちょっと御報告をさせていただいておりますが、現在ルートの変更のために市民の皆様の方へのパブリックコメントも終え、今度公共交通会議のほうにその素案をかけるところになっております。実は昨日の委員協議会の中でもその御報告をさせていただき、今度の全員協議会の中で御報告をさせていただく予定であります。刈谷総合病院を一つの結束点として乗り入れることを想定しております。

問(8) この条文なんですけども、これは多分総務省の施策の一つですから、これもともともこういう第6条からなっておったかな。基本となる条文があって、それにのっとなってつくられたものか、独自に中心市刈谷市さんと高浜でつくられたものなのか、その辺一つお聞きしたいのと、それから刈谷と高浜、刈谷とよそ様とあると思うんですけども、その内容がこれはそれぞれ三つの分野と八つの取り組みがそれぞれ違っておるのか、多分違っておると思うんですけど、もし同じ場合にはその甲、乙、乙という三角関係といいますと、三つの取り組みになるのか、あくまでも甲乙だけの取り組みになるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

答(地域政策主幹) まず条文をどのようにしてつくっていったかということ

でございますけれども、これ総務省から定住自立圏構想推進要綱というのが示されておりまして、そこにこのような要件を基本的には協定書の中に書き込んでくださいよということに基づき、それ以降は刈谷市さんが総務省と連絡、協議しながら内容について決定していった。それについて、我々は少し意見を差し挟ませていただいて、協定ができあがってきたということでございます。次に中心市と周辺市町村というか、1対1の関係でございますけれども、基本的には協定内容はそれぞれの市によって違います。ただ共通でできるものにつきましては、定住自立圏という圏域が協定を結んだすべての市が刈谷市を中心として圏域ということでございますので、その圏域の中でそれぞれ同じようなことをやる場合については、スケールメリットをさらに出していきたいというようなプラスの方向で、1対1の協定ではありますけれども、圏域の発展に向けてという考え方でございますので、よろしく願いいたします。

問（8） 確認のために、甲乙乙、3市が一緒になって協議して、一つのことに取り組むということがあり得るということではよろしかったですか。

答（地域政策主幹） 取り組むということがあるということではお願いいたします。

問（17） 今、別表見ますと、3分野の取り組みが9ありますけれども、この取り組み内容がどのように上がってきたのか。例えば、まだいろんな防災の問題であるとか、それから環境問題があると思うんですけども、この九つに絞って、こういうのはなんで上がってきたのかちょっと御説明を願いたいと思います。

答（地域政策主幹） 取り組み内容につきましては、まず大きな流れとしまして、三つ、生活機能の強化に関する分野と結びつきやネットワークの強化に関する分野、圏域マネジメント能力の強化に関する分野、これについては圏域を形成する以上は一つ以上の取り組み内容をやってくださいよというのが、総務省から示されております。それに基づきまして、とりあえず協議していく中では、先に見えるものについて協議していこうよと。その後、連携して今後さらに発展するもの、また縮小してくるものもあるかもしれませんが、とりあえず先に見えるものということで、この協定の内容が上がってきております。

問（17） 今の総務省の通達のほうで、この今の三つの分野に関して必ず1

項目というのは必ず取り上げるということですか。

答（地域政策主幹） それぞれこの三つの分野に関して、一つは必ず取り上げるということでございます。

問（17） もう1点、例えばこの中の9項目、高浜が特に主張した取り組みがあるのか、もう1点、今、3分野ありますけど、自立圏構想の中でほかにも分野ってあるんですか。この三つの分野だけですか。総務省から通達来てるのは。

答（地域政策主幹） まず第1点目の高浜が主張してきたということでございますけれども、基本的に高浜として少し足りない部分を補いたいなというスタンスでいっておりますので、ここに書き上げたことは全部について高浜としては求めてきたということでございます。高浜としては例えば一番強くといいますか、もっとやりたいなと、高浜が強く主張したということでは生活機能の強化に関する分野のその他、公共施設の相互利用というところを書いてますけども、例えば刈谷美術館と高浜の美術館を連携して、企画展等々を高浜としてはもっと盛り上げていきたいなということもあちらのほうに提言したということでございます。

問（17） あと1点、ちょっとイメージが浮かばないんですけど、これも確か本会議ではあったと思うんですけども、公共施設の相互利用、ちょっとわかっている範囲だけで御説明を願います。

答（地域政策主幹） 公共施設の相互利用ということで、どちらかといいますと、もう既に相互乗り入れをやっておりますので、さらなる利用の促進を図るということで、例えば高浜の美術館がもっと利用者がふえるように刈谷市の美術館と連携して何かできないかなと。さらに利用促進を図るという取り組みでございます。

問（4） この定住自立圏の考え方自体は、総務省からのお話であるということは承知しておりますけれども、これをやることにやって、今で言うと高浜と刈谷のレベルでいうと、相互に意味があるよという部分はいいんですけども、国からそれに対して何らかのこれをやればこういうことやってあげるよとか、こういうお金が出るよとかというものがあるのかないのかというお話と、それ

からそれに対してハードルがつけられることを私は一番懸念するんですけども、ここまでのことをやらなきゃいけないというようなこと、そういったものがもしあるのであれば、それがどのような部分であるのか、特に行政同士の話だけではなくて、これは民間事業者だとか市民の方々に例えば高浜の場合は地域内分権という形でさまざまな取り組みがなされておるわけですので、そういったところにこれがあるからやっってくださいみたいな話というのはありえないと思うんですよね。ですからそのところをしっかりと聞かせていただきたいと思うんですが。

答（地域政策主幹） 国の関与という話でございますけれども、この定住自立圏構想自体がやはり地域の実情に基づいて、地域の自主性がすべていわれておりますので、国の関与というのは一切ございません。ただ財政的な措置とか、この取り組みをやったらこういう措置はしますよというようなことを、提示していただくというレベルにとどまります。ですので、高浜が今推し進めております、地域内分権につきましてもそれに縛りを受けるというようなことは一切ございませんので、よろしく願いいたします。

問（12） この定住自立圏については、一つの広域行政の一形態というのか、広域の連携という緩やかなそういう仕組みというふうに理解しておるわけですが、高浜市は小さいまちながら自立した自治体目指すということから、こうした定住自立圏構想が国中心に推進されると、いわゆる周辺市と位置づけられる高浜市としては、自立がさまざまな面で困難になるということを懸念するわけですが、そういう点ではこの総務省の構想というのか、今の進められておることについて、高浜としてはどのように評価しておるのかという点と、それから財政的な支援について、さっき言われたわけですが、これは中心市と周辺市では、いろいろなそういう連携をとった場合でも扱いが違うと思うんですけど、それはどのように違いがあるのか、どうとらえておるか、お答えください。

答（地域政策主幹） この制度、高浜が今後やっていく上において、自立を妨げるというようなことを懸念されているかと思えますけれども、この中心市と周辺市町村というのは、我々の中でいくとやはり自立した運営が可能ということですので、役割分担の関係であろうというふうに考えております。ですので、

事業プラン等々考える上においても、あくまでも対等協力の関係で、合意できるものから刈谷市さんとやっていきたいというスタンスでございます。あと財政的な支援ということでございますけど、各市の財政状況によって違いますが、中心市には4,000万円、周辺市町村には1,000万円を上限に措置されるということでございますが、我々の交付団体、不交付団体というような条件もございます。そこらのところを状況に応じて、交付になるか不交付になるかということが決まっています。ただ、さまざまな取り組みを進める上で、その施策ごとに総務省としても支援するということも考えられますので、そういう国の支援に施策ごとの支援にのっかって、できることからいきたいと考えております。

問（12） 私は中心市になると、それから周辺市になるとでは国、県も含めて扱いがやっぱり変わってくるという点で、病院の問題で相当苦しい境遇にあると。高浜の市立病院の運営が自立困難ということで、今日に至ったのは国の政策も県もまた大学の医局も扱いが、言ってみれば拠点からはずれているということから医師不足の中では、そこには人はやれないということから今日の状況を生んできているわけで、そういう点では自立を目指すという高浜市としては、こうしたいいわゆる広域行政圏推進の一つの形態というものについては、私は大いに注意して、そうした差別的な扱いをさせないようにしないと、結局高浜にはいわゆる救急医療受け入れ病院はないという現実が生まれておるわけで、そういう点ではこうした動きに対してはやっぱりきちっと言える高浜市としても、国に対しても県に対してもこうした考え方で安易にやっておればいいんだということは、結局高浜住民にとってみれば病院が結局市内になくなるという大きなデメリットを生むわけですから、そういう点で非常に大きな問題があると思うんですね。それで先ほど財政的な問題については、中心市が4,000万、周辺市は事業、いろいろな性格によって1,000万の財政的な支援というのか、そういうものがあるというわけですが、具体的に例えばこの協定を結んで、新年度あたりではその財政見通し、支援等、1,000万、高浜市に来るような計画になるのかどうか、見通しも含めてお答えください。

答（地域政策主幹） 交付税の措置につきましては、現在国のほうでもああい

う状況でございますので、非常に厳しい財源の中でやっておりますので、いくら来るとか来るとか来ないとかそこまではっきり申し上げれる状況ではございません。ただ取り組みについて、例えば同じところにバス停をつくって、そこに停留所をつくるのであれば、その負担の部分で国からもらえるものであればもらいたいなというぐらいのところでございます。

問（１２） こうした動きは愛知県内でもいくつかあるかと思いますが、先行して実施しているようなところの具体例、特徴的なものがあれば一度説明ください。

答（地域政策主幹） やはり今回我々が出した連携項目とほとんど似ておりまして、医療、健康とか教育、公共交通といったそれぞれのお互いが連携することによって、さらにメリットを生み出していける取り組みが全国的に見ても主なものとなっております。

問（１２） 県内ではいくつかそういう例があれば、どことどこがやっておるということをお答えいただきたいのと、それから先ほどから言っているこうしたいわゆる広域行政のさまざまな形態での推進というのが、高浜の自立した自治体、そういうことの運営を困難にするという点については、どのように市長考えているのか、それについてお答えください。

答（市長） これ定住自立圏でございます、まさに高浜市が自立していくための一つの方法ではないかなと私思います。例えば高浜市が１００％どの市とも同じような何でもかんでも満足できるものをどんどんつくって、建物にしてもそうですが、そうやっていくということができればね、そんないいことはないですが、そうじゃない状況であることは水野議員も十分御承知のことと思います。そういった中で、市の機能を生かして、他市の機能も使わせていただくという中で、自立した自治体として生き残っていくための一つの方法を提示しておっていただけるんだと、私は思っております。

問（１２） 確かに小さなまちで全部自立というわけにはいかんことは間違いないわけですが、しかし自立できる分野についてまでお宅は周辺市だからちょっと扱いは低くて、そちらにはさまざまな支援はできませんというような国のそういう動きに対してはね、やはりきちっと意見を述べていくということが非

常に重要だし、今後これが拡大していくと例えば高浜で同じ施策をなんかやろうとしても、そういうところはお宅は周辺市だからそういう必要ありませんと
いって、中心市には例えば3分の2の財政的な支援が出るが、周辺市は出ない
というようなことが行われるようなことになってしまっは大変だと。これは
既に中心市では医師派遣等については優先して扱うということで、周辺市につ
いては今回の市立病院がなくなったのも、それによるところが非常に大きいわ
けですから、そういった国の動きに対してはやっぱりきちっと意見を述べて、
自立できる環境をしっかりと確保するという点で、取り組みが特に必要ではない
かという点で意見を出しますし、市長初め市の考え方があればお伺いしたいと。
答（地域協働部） 先ほどから申し上げておりますけども、これ1対1の対等
の契約ということでございますので、当然中心市である刈谷市さんのほうには
私どもは、いろいろことあるごとに考え方というのは述べさせていただく。そ
れが基本であるということをおもっておりますので、御理解をいただきたいと思
います。

（2）議案第16号 高浜市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部
改正について

問（17） 今回、高浜市のいきいき広場に保健センターが新たにつくられる
わけですが、一つは二つにしたまらず目的といいますか、役割もちょっとお
尋ねします。

答（保健福祉） 保健センターの業務の中で、大きなもので予防接種と乳児検
診があります。予防接種については、接種をすることが目的となりますが、乳
児検診につきましては、検診後のフォローということが大切になってきます。
こども発達センターは4月にいきいき広場にできるということから、こういっ
た部分について、同じ場所で実施できる、そういったメリットが大きいとい
うことで、今回持ってまいりました。

問（17） 保健センターを設置する基準というのは何かあるのでしょうか。特
に人員的な面で。

答（保健福祉） 保健センターの設置につきましては、地域保健法におきまし

て、市町村は保健センターを設置することができることとなっております。こうした保健事業を行ういきいき広場において行うということで、今回持ってまいりました。

問（１７） 特に人力的には定められていません。

答（保健福祉） 人員等の定めは特にありません。

問（１７） ということは今回２箇所にふえるわけですけど、人力的なスタッフの面に関しては、例えばふえるとかそういったことはどうですか。

答（保健福祉） 現行の保健福祉グループの保健師の範囲内で進めてまいります。

（３）議案第１７号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

（４）議案第１８号 西三河地方教育事務協議会を設置する市町の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更について

質 疑 な し

（５）議案第３８号 高浜市在宅重度要介護福祉手当条例の制定について
委員長 本議案については、私が賛成者となっていること、また一委員として発言したいので、副委員長に議事進行を交代いたします。

副委員長 それでは委員長の職務を行いますので、よろしくをお願いします。

問（８） この制度はいわゆる在宅重度要介護者、要介護４、５の方にプラス月５，０００円ということですけども、これいわゆる現金給付だと思うんですけど、現在高浜市は横だしサービスということで現金ではないですけども、支援券ですけども、行っておるわけですよ。それにいわゆるプラス、上乘せするという意味でこれは考えられているのかどうか。

答（１２） これは名前はいわゆる福祉手当ということで、先ほど質問ありました支援券については、主にいわゆる例えばさまざまな用品とか消耗品みたいなおむつとか、そういうものを買うような形で支援するという、また理髪等とか美容とかね、身づくろいも含めてできるような制度になっていますが、この福祉手当というのは主に在宅を支援するために本人に支給する形態をとってますが、家族等がさまざまな形で支えてると。在宅をできるだけ例えば施設に入らなくても在宅で頑張っておるといふ家族等に光を当てるといふか、財政的にも支援すると。こうしたことを大いに務めていただくことが介護制度が始まってもう１１年になっても在宅支援する上では、家族の理解や支援が大きな役割を果たしてきたといふこれまでの経過を見まして、そうした方々に手当を支給するというので考えられたものです。本人に支給するからちょっと矛盾するじゃないかという思いがあるかと思いますが、それを支えておる家族に対して出すという趣旨であります。一番わかりいいのが支給対象が本人を対象にしてやるのが、制度としてわかりやすいということで提案させていただきました。それから現金かということについては、ほかの手当も同じように振り込み等の手続きとりますけど、現金ということになります。

問（８） いわゆる介護する人に対する支援といひますと、慰労金というんですか、そういうことだといふお答えでしたけど、介護保険制度ができる前にはそういった在宅ねたきり老人介護慰労金というのがあって、そういったものからいわゆる介護保険制度を設けることによって、いわゆる公的に社会的に要介護者を介護していこうということに、そういう制度に変わったわけですから、そこにまたそういう介護する人の支援、慰労ということは二重給付になってしまうような気がするんですけど、その点についてはどのようにお考えですか。

答（１２） 確かに高浜にもそういう手当がありまして、公的介護始まるから今までのものは家族に頼るといふことから、公的介護へといふ触れ込みで今日の状況になってきたわけですけど、現実には在宅介護を今後も広めていこうといふ考え方をもとにしますと、結局夜間とかさまざまないわゆる公的介護が受けられるのと、受けにくい時間帯といふのがあって、相当公的介護は介護保険制度が始まる以前よりも確かにウエイトは高まったけど、やっぱり家族や身近な

人たちが支えるというのはこの11年やってきて、より一層明らかになったということを私ども強く感じる中で、今後もふえる要介護者をどう支えるかという点では、国も言っていますが在宅介護は重要な柱だということで、そういうものをこれからも頼るという点では、公的な在宅支援のさまざまなサービスとともに、実際に支えている家族を何らかの形で光を当てるということは、今後も在宅介護を一層充実させる上で重要な仕組みということで、今内藤委員より質問ありましたように、介護保険制度始まって、いわゆる手当をなくしたという経緯があることは全国でも多かったですけどね、その後今の現状をとらまえて、実際に手当を復活させておるとか、新たに手当をつくって、在宅介護を支援するという自治体は最近はふえております。それはそういった結果があるのではないかということで、高浜でも今ある実態見ますと、結構半分ぐらい、要介護4、5で半分ぐらいの方が在宅でやってみえるんですね。そういう点では、貴重なそういう取り組みですので、そういったところを支援すると。それに付け加えますと、在宅介護と施設介護で月間の介護にかかる費用というのは、私どもは少なく見積もっても月5万円ぐらい違うと。介護保険料、今後上がると想定されますが、そういうものをできるだけ上がるスピードを遅らす上でも在宅を支えるさまざまな制度をとることは、全体の財政面でもプラスになるというふうに理解して、こうした提案をさせていただいております。

問（8） 基本的に制度的に二重になるということには少し問題があるかと思っておりますけど、これ実際、現在、介護4、5の方が高浜市に何人ぐらいおられて、そして給付するといくらかかるのか、お聞きしたいと思っております。

答（12） 最近の数字でいきますと、昨年12月時点で、要介護4、5をあわせて243人、そのうち在宅が111人と、居宅サービスを受けている人が111人ということで、そういう居宅のサービスの方々、それから居宅サービスを受けていない方、入院等さまざまな別の分野がありますが、それをあわせまして、最大今の時点では160人程度を見積もって、年間の規模は960万を見込むということで、これはあくまでも現状の数字でありますけど、申告でありますので、そんなお金は頼らなくてもいいという方がみえれば、それよりも下回るのではないかということで、今試算をいたしております。

問（８） 共産党さんはいつも介護保険料を下げるといふ、高いから下げなさいといふことを言ってみえるわけですが、そういう意味で既に横だしサービスやっておる中で、こういった給付をするといふことはまた上がってしまうといふ、その辺の主張とそれから政策との多少矛盾があるかと私は思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

答（１２） この制度は福祉施策でいわゆる介護保険特別会計とは別のいわゆる一般会計の分野、福祉、高齢者といふところに入れてもらうつもりの提案であつて、介護保険制度の中にはこういう特別の制度を設けることはできないといふ法律になってますので、私どもの提案ではそういう形で税の一部といふことで、それが先ほど申し上げましたが、施設介護がどんどんふえることを抑えれば、今後の予測される介護保険料のさらなる高騰といふのか、上へ上がることを抑える施策の一つでもあると私どもは思つておるところであります。

問（４） 一つ条文の中でお聞きしたのが、第２条でありますけども、要介護４又は要介護５の認定かつ当該状態引き続き３月以上継続していると条文がありますけども、この期間、３月といふのの根拠を教えてください。

答（１２） ある程度、いわゆる定着といふのかそういう期間として多くの条例ではそういった扱いをしておるといふことで、それに倣つておるといふことであります。

問（４） 例へば老健の施設なんかは、現状今３月は見えていただいて、それから一時在宅になるといふような流れが非常に多いわけですが、そこから次にまた入れるのか、入れないのかといふことで、いろいろと苦慮されている市民の方々の話もよく伺います。そういう部分がありますと、やはり非常にこの手当、条例が例へば制定されて手当を出すに当たっては申請だとか認定だとかといふものが、非常に煩雑になると思ふんですよね。さまざまなパターンが考えられると思ふんですよ。そこのところをどのように考えてみえるのか、また年に３回に分けて支給されるといふことですので、それに対しても非常に手間もかかる部分出てくるんじゃないかと。結局申請する側の部分が特に手間のかかるところになるんじゃないかなと思ふんですけども、現状等あまり考えると非常に使いにくい内容じゃないかといふふうに思ふんですけど、そこのところど

のように考えてますか。

答（１２） 今言われるいわゆるショートステイ等の施設に入った時にどうかというようなことについて、大変懸念されておるようでありますが、一つは３カ月間継続してそういう状態にあるということが前提になりますんで、そういう点では短期間の入所ということについては、その該当に入らないということになりますから、本当に短期間でやったりすることによって、支給するしないという煩雑なことは起こらないと理解しております。

問（４） ということは短期でも一度入所という部分は、居宅であるというような認定をすと思うんですけど、逆に言うとそれ自体があやふやで余計にわかりにくいということにもなりかねないんですけども、そのところがどのように条例の施行の部分でね、どういうふうにやっていくのかということが全然よく見えないというところを指摘をしておきたいと思います。それから介護保険が平成１２年に施行されたわけですけども、それに伴って当市は在宅ねたきり老人手当、当時でいうと痴呆性老人介護手当、在宅ねたきり老人介護慰労金という制度を実施に合わせて廃止をしておるということになってます。要は先ほど水野委員も言われたように、介護保険というくくりの中ですべてやりましようという形に変えたわけですよ、システム的に。これはこの部分で考えると、こういう条例を新たにつくるということは、介護保険の根幹を揺るがしかねないことになりかねないと思います。逆に言うと、これは在宅のねたきりの要介護４、５の方に対しての手当ですけども、その後、認知症の方々にもこういう手当を出せ、こういう方々にもこういう手当を出せという話になっていけば、介護保険制度自体がなんだったんだということになりかねないわけですよ。なぜ要介護４、５のねたきりの在宅の方々に対して、これが必要なんだという部分が全く見えない。要は介護保険制度でやってる以外の部分で手当が必要なのかということが見えないんですよ。そこだけが特定のやらなけりゃならないという部分が。そのところをもう少しわかりやすく説明をいただきたいと思います。

答（１２） 介護保険制度は公的な制度でやるようにしたということで、介護保険の中でさまざまなことをやるから、こうした手当は必要ないということで

確かに高浜市ではそういった手当を廃止してきましたが、實際上この11年間、この制度始まって経過する中で、今在宅をいわゆる介護を公的にとという点ではかなりのものがやられているけど、それは可能な範囲のある時間限られた中であって、いわゆる要介護者が24時間暮らしていく家で最小限必要なさまざまな支援というのは、例えば家族だったりね、それから近親者だったりそういう方々が支えるというのが実際によく目にするし、大きな支えで力になってると。今、言われるように介護保険制度ではそういった家族介護に対しては、いわゆる介護保険は適用されないという制度がちゃんとありますから、そういう中でこうした家族介護、さまざまなそういう在宅を支えるものに対しては、何らかの形でそういった手当等で最小限支援していくということが、在宅介護を支える一つの大きな力になると。これは今の介護保険制度の中ではそういった制度がないからこういった提案しておるわけで、例えば介護保険制度が発展して行って、家族のきちとした介護については最小限の例えばホームヘルプの資格等とればやれるとかね、いうことになればそういう制度の活用等で支えるということは可能ですが、現実の制度の中で自治体としてできる在宅支援の一つの方法として、こういう提案をしたわけです。それからなぜ要介護4、5かという点では、御承知のとおり4、5は相当の介護度の高い方ですから、それは家族に対する負担等、在宅を支える上では相当の付加になるわけですから、まずそういうところについては一定の光を当てながら、今後皆さんの意向も聞いてさらなる充実なり、国に対してもそういう介護保険制度を変えるというような声にもなっていけば、それはそれで一つの発展方向だし、まずは今、ぎりぎりのところで、最小限の提案としてこういうことをさせていただいたと、根拠はそういうものであります。

問(4) ということは、高浜は介護保険の中で横だしサービスをとりながら、きちんとやっておるということですので、今、水野委員が言われるように改めて別の条例をつくって、介護保険と別立てでやるという必要性は全くないと私は思います。反対にももちろん言われるように、本当に家族介護に対してというのは、やっぱり現状では片手落ちのところもあるのかなと思います。介護保険制度というのは。ただそれがやっぱりさまざまな、まだ10年という歴史の中

で、さまざまな例をとってみても、きっちりした制度に成り立っていないのは現状でありますから、だからあらゆる手立てを、知恵を絞って、高浜の場合は横だしサービスという形を保険制度の中でやっておるという部分で、十分に僕は評価をされるべきことじゃないかなと思いますので、この介護保険制度の根幹を揺るがしかねないような条例を制定するということは、今まで高浜市がやってきた介護保険を使った市民サービスに対して、非常に逆戻りというよりも、ちょっと考え方自体が変わってしまうような流れになってしまうことが、一番懸念されますので、再考を要することではないかなと思います。

答（１２） 介護保険制度の根幹を揺るがすのではないかなというような意見がありました。これは北川委員も指摘されておるように、介護保険制度の家族の介護等について、やっぱり疑問な点もあるというまさにそこが根幹でなしに、介護保険制度のさらなる改善というのか、今ある問題点をやっぱりここは国も見てもらわないかんといい声として、実際に地域で介護保険制度を運営している自治体として、こういったところに光を当てる動きがあるわけですから、それは根幹を揺るがすというよりも、さらに介護保険制度をいわゆる改善していくという取り組みの一つという風に理解していただくべきであろうと思います。

問（４） ですから私が言っているのは、介護保険のサービスの中でやらなければ、国に対してものも言えないよという話なんです。逆に言うと、実際に介護保険制度のこの部分をこう直すべきじゃないかという市町村の声を国に届けるのであれば、当市がやっているような介護保険制度の中での知恵を使ったサービスのやり方というもの、これは一部負担もありますから、受益と負担の原理もきちんと踏まえながら、こういうことやってるといのは現実なんです。今、言われるのはそれとは別にやりますということになれば、介護保険制度いじる必要ないという話になるわけじゃないですか。ですから、介護保険制度の中でどのようにやっていくかということは、それはそれで国に声を上げるべきだと思いますけども、別立てのこういう条例をつくることによって、今の介護保険制度そのままでいいみたいなイメージを与えかねないということを私は言っておるわけです。

答（１２） 全く逆ですよ。やはり国の今の制度そのものが、だから私どもも

国に対して介護保険制度のいわゆる抜本的な改革を常に求めておると。それは一つはいわゆる在宅介護支援ということであれば、いわゆる家族介護の評価についてもきちっとした制度をもとに、いわゆる介護保険の制度でやれるような改革を求めるべきであろうということを書いてますし、今法律でそれは縛られておるから、それでも現実在宅を支えるのは今、本当に急いでやらなきゃいかん課題になっておると。それは各自治体すべてそうですから、そういう中で可能な範囲で支えられる一つの制度として、これは極めてさきやかですけどね、気持ちだけでもそういうところに光を当てるとということで提案しておるわけですから、一つはセットで私どもも国に対して介護保険制度の抜本的な改革を求めるという取り組みも行ってますので、そういう点では今の介護保険制度を容認することになるということは全く当たらないと申し述べておきます。

問（４）　ちょっと見解が若干違う部分があるとは思いますが、もう一つ最後に伺いたいんですけど、施設整備、介護施設整備を強く共産党さんは過去ずっと言われてきております。その重要性というものを本当に強く気持ちを持って訴えられてきておるわけですけども、それがなかなか難しいという部分で、ついては在宅を中心でやっていくというところに方向転換、シフト変換されてこのような条例をつくっていかうということに理解してよろしいですか。

答（１２）　それは全く誤解でありまして、今、現実には施設が不足というのは、相当深刻な事態で、だから必要ないわゆる施設介護というのはまず多分これからもさらに広がるだろうということで求めてまして、しかしそれだけではそれこそあふれた人たちがどうするんだということにさらに深刻になるという点では、在宅でのさまざまな介護についてもこれは強化しなければ、矛盾はさらに拡大するということが今、想定されるわけですから、そういう点では施設、あきらめてこれかということとは全くの誤解でありますので、そういうことのないようにお願いします。

問（１７）　先ほどから出ております、この横だしサービスの件ですね、これちょっと市のほうにお伺いしたいんですけども、今居宅介護支援券とか住宅改修補助ありますね、これでわかってる範囲で結構ですけども、例えば１年間にどのくらい市のほうとして使っているのか。わかりましたらお願いします。

答（介護保険） 21年度決算ベースでございますが、居宅介護支援券におきましては、1,144件の方に対しまして、792件をお出ししております。ほぼこの支援券におきましては、入院だとかそういったことをなさってみえる方は対象外になっておりますので、ほぼ全員近く申請していただいておりますのかなという状況でございます。次に横だしサービスのもう一つでございます、住宅改修でございますが、こちらも21年度決算ベースでございますが、124件の方が補助を受けられまして、金額にいたしまして1,070万ほどの決算でございます。

問（15） この共産党さんの案なんです、これは高浜市在宅重度要介護福祉ということになっておりますが、現に高浜市居宅介護等支援給付条例というのがございます。この居宅介護の条例のほうに、共産党さんの言っているこのようなものは私はこれ入っていると思うんです。こちらのほうが介護用品だとか住宅改修だとかございますんで、共産党さんの言っているこの条例は二重になってくるような気がするんです。端折りましたらね。ちゃんと要介護4と5の認定者には4万5,000円ですか、これも支給になっておりますから、そうじゃないでしょうかね。だからどうもこれは共産党のこれは名前は在宅になってるんですが、これ在宅と居宅の違いもなんでこう違ってくるのかなと私は疑問持ってますがどうでしょう。

答（12） 今、いわゆる居宅介護支援サービス券というのは、今言うように紙おむつとかさまざまそういうものを買うことのできる支援券のサービスでね、こちらが提案しているのはそういういわゆる在宅の方を在宅で人的に支えておる方がみえる、そういうところに光が当たってないと。だから要介護者が困っておる紙おむつ等を支援する、これは貴重な取り組みであります、それにプラスいわゆる介護されている方々に少なくともなんだかの光を当てるといふことで、最小限で5,000円をそういう方々に支給してね、在宅を支えていただくといふことで、ちょっといわゆる介護用品とこっちは目に見ない支える、そちらをこの手当といふことで、性格の違うものを提案させていただいておるといふことであります。

問（15） 私は要介護の4と5の方は、やはり本人だとか介護者のサービス

じゃなくて、いわゆる家族でこれやっていますんで、そうなってくれば私は現在の居宅介護等支援のこれでカバーしてると思うんですよね。この辺のどうも議案読んでおりますとね、どうもこれ焼き直しなのか、表から見るんじゃないくて、裏から見てとか斜めから見るような気がしてしょうがないんですよ、これはね。その辺はすっきりと理解できる方法ってありますか。

答（12） 先ほどから説明させていただいてますように、今、介護保険制度が家族介護についてね、いわゆるその介護の労力を何らかの形で評価するというのは一切認めないということが今の制度の根幹をなしておるんです。しかし、現状は例えばホームヘルプサービスを受けておる方々も夜はどうかというと、結局家族どなたかがさまざまな介護をするというようなことで、在宅を支えるという取り組みはなかなか推し量ることはできない負担になっておると。そういうところに光を当てるということで、いわゆる支援券についてはさまざまな介護用品等を経済的に負担するということで、これはそれで大きな役割を果たしてはいますが、いわゆる手当は人的ないわゆる支援ということについて一定の手当で評価していくというので、在宅に光を当てようというような提案でありますので、裏からでなしに正面から御理解をいただきたいということがあります。

問（15） これもどうも水野議員と私の解釈では全然すり合っておりません。ということで、私はこの共産党さんの案はどうも納得いかないということです。副委員長 それでは委員長を交代します。

（6）請願第1号 いきいき銭湯無料開放の継続を願う請願

意（4） この請願につきましては反対とさせていただきたいと思えます。一つは、このいきいき銭湯開放事業というのは、非常に利用者の方も多く、喜んでおられるのというお話をされる議員さんもみえますけれども、現状このところ、高齢者の方々のライフスタイルというのが非常に変わってきておるところがございます。銭湯に行くからうちに引きこもっていないで、表に出るようになるだとかという部分ではなくて、さまざまな種をまいてあげることによって、いろいろな方々がさらに利用しやすいという施策が今回、今進めよ

うとしている健康マイレージ事業というものにつながっておるわけですので、やはり今まではお風呂に行くから外に出るといっただけの方対象の事業から、シフト転換するという意味合いで、さらに広く多くの高齢者の生きがいをづくり、健康づくりのためにこのいきいき銭湯の無料開放というものを続けるよりも、違った事業展開にしていくというところで、この請願に対しては反対をさせていただきたいと思っております。またサンビレッジの無料券の配布についても、書いてありますけど、これに関しましてはやはりサンビレッジ自体もそうですけども、健康増進というものはそれぞれが自分のために行うものであって、無料だから行くよという話ではないと思うんですよね。反対にお金を出してでも、きちんと自分の体、健康を保たなければならないという意識を持たせることも非常に大事なことだと思います。受益者負担の考え方、その原則をきちんと考慮すればですね、無料券の配布というのは、その健康増進を自分でやっていくんだという考え方も、ともすると非常に必要のないことであると思っております。反対に健康マイレージ事業の中でポイントをためて、それでもって新たなものに使っていくというような楽しみを与えるようなレベルのほうが、より一層生きてくるのではないかなということから、反対とさせていただきます。

意（17） 特に一つの南部にある施設が非常に老朽化しており、当然改修するとなれば多額の費用がかかります。この前、一般質問の件でありますけども、自主的に利用されておる方が70名から80名と。それよりも今、北川委員が話されましたように、もっとたくさんの方が今後利用、参加される健康マイレージ事業が実施されようとしておりますので、このいきいき銭湯無料開放には反対をいたします。

意（15） 私もこの請願は反対しておきます。このいきいき銭湯もだいぶ老朽化しておりますし、寺田さん本人も歳食っておるんで、メンテナンスも大変だと思っております。それよりも現在あるサンビレッジを使ったほうがいいと思うんです。

意（12） 私は紹介議員にもなっております。この制度、取り組みは相当長い間実施されて、かなり人が利用されていると。昨年の決算資料でも年間1万2,370人の方が利用されているということで、風呂へ入るだけでなしに多

様な取り組みというのは、もちろんやっどこさ風呂へ来れる人が頑張ってくることも介護予防の大事な取り組みでありますし、ほかのもっとボランティア的なことをやられることも、これは高齢者それぞれですから、そういう中で当市がずっと主張してきた介護予防の取り組み、大変重要だということで、マシンスタジオなんかの取り組みもありました。それも昨年からは有料にされてますが、今回これがまた廃止ということで、これまで言っていたことと、実際やることに相当違うんじゃないかということで、高齢者の方々もなんで突然事業仕分けで廃止されるのということで、非常に怒りの声があり、今回の請願署名についても、そういう利用者を含めて、そういう方々がなんとしても施設の改修を含めて継続してほしいと、こういう要望があるわけですから、そういうことを即座にやめてしまうということは大変問題があつてね、一層改善が求められると。そういう点では、サンビレッジや周辺の市町でもやっぱり高齢者が福祉行事の一つとしてやる、お風呂の無料開放等も行って介護予防に重要な役割を果たしてきておるということも、大いに学んでいくべきじゃないかと。せっかくやってきたことをここで中止するということは非常に問題でありまして、ぜひ継続をさせるように求めるこの請願は賛成します。さらにサンビレッジの関係についても、高齢者の皆さん方は65歳以上は年間5万2,800円の介護保険料、平均で払っておると。もちろん介護サービスは何も受けてないということでもありますから、そういう方々にこれからもそういう状態を維持してもらうために、例えばサンビレッジの無料券なんかを支給するということは元気高齢者への一つの御褒美というのか、これからもよろしく願いしますというねぎらいの気持ちであつて、そういう思いやりが今後もいきいき元気で暮らせる高浜というものを継続、これから一層充実させていくためには大変重要な取り組みで、ぜひとも即刻これを実施するように、当議会でこの請願を採択するようにぜひとも皆さん方の賛同を求めます。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

(7) 陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める
陳情

意(6) それでは反対の立場で申し上げたいと思います。確かに労働時間の改善は人材不足の一つの解消の方法ではあります。しかしながら、陳情の中にもありますように、離職者が多いということが人手不足の大きな原因でもあると思います。ですから、労働時間の改善だけではなくて、保育所の整備など環境の改善も必要だと思っております。また出産と育児などで離職をされた潜在的な看護職員も多くみえると思っておりますので、こうした方の再就業、これも進めていかなければならないと思っております。さらに看護師を増員するための養成機関、これの充実も必要だと思っております。そういうことで、こういうものをあわせた施策が必要ではないかなと思っておりますので、労働時間のみを踏まえたこの陳情には反対をいたします。

意(17) 一応この陳情第1号には反対をさせていただきます。大幅増員とありますけども、こういった財源の折ですね、やはりちょっと厳しいと思えます。今後やはりいろんな統合、再編、そういったことも含めて考えていくことが大事ではないかと思っておりますので、これには反対をします。

意(15) 私もこれは陳情第1号は反対をいたします。ここで書いてありますように、医師、看護職員、特にこの医師の問題なんですが、やはり医師は急にはふやせないのが現実です。現実問題見たらちょっとそれは要望は大変結構なんですが、これは無理なことが多いということです。

意(12) 私は賛成の立場で意見を述べます。この陳情の中にありますように、日本の医療制度が長年にわたる社会保障費の抑制施策ということで、特に公立病院などの運営が難しくする動き、そういう中で現場では過酷な勤務を強いられるということで、人手不足を一層顕著にするという今の現状があると思えますね。さらに国の医師を抑制する施策などで、さらに長時間勤務が強いられるということで、そういう中でまたそこから離れていく医師や看護師も多いという悪循環というのか深刻な事態が続いておると。その大元というのは、そういういわゆる医療費、社会保障費抑制政策というようなものもありますので、そういったところにやっぱりメスを入れるという上では、こうした陳情をぜひ

とも意見書としても上げれるような取り組みと。これは各自治体としても緊急の課題になっておると思いますので、ぜひこれは賛成してね、国の施策を改善させるという声にしていくべきだということで賛成意見を述べます。

《採 決》

- (1) 議案第15号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

挙手多数により原案可決

- (2) 議案第16号 高浜市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第17号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第18号 西三河地方教育事務協議会を設置する市町の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第38号 高浜市在宅重度要介護福祉手当条例の制定について

挙手少数により原案否決

- (6) 請願第1号 いきいき銭湯無料開放の継続を願う請願

挙手少数により不採択

(7) 陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める
陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前11時17分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長